

江津市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江津市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業 : 平成18年度(16年) 特定環境保全公共下水道事業 : 平成17年度(17年) 農業集落排水事業(桜江中央) : 平成13年度(21年) 農業集落排水事業(川越) : 平成18年度(16年) 小規模排水処理事業 : 平成13年度(21年) 個別排水処理事業 : 平成13年度(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	(一部適用) 令和5年4月1日
処理区域内人口密度	公共下水道事業 : 27.7 人/ha 特定環境保全公共下水道事業 : 23.4 人/ha 農業集落排水事業(桜江中央) : 20.8 人/ha 農業集落排水事業(川越) : 11.2 人/ha 小規模排水処理事業 : ---- 人/ha 個別排水処理事業 : ---- 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	公共下水道事業 : 1 処理区 【江津西処理区】 特定環境保全公共下水道事業 : 1 処理区 【波子処理区】 農業集落排水事業(桜江中央) : 1 処理区 【桜江中央処理区】 農業集落排水事業(川越) : 1 処理区 【川越処理区】 小規模排水処理事業 : 1 処理区 【風の里団地】 個別排水処理事業 : 123 基 【合併処理浄化槽】 (令和5年3月31日現在)		
処理場数	公共下水道事業 : 2 箇所 【江津西処理センター・江津浄化センター】 特定環境保全公共下水道事業 : 1 箇所 【波子処理センター】 農業集落排水事業(桜江中央) : 1 箇所 【桜江中央地区処理場】 農業集落排水事業(川越) : 1 箇所 【川越地区処理場】 小規模排水処理事業 : 1 箇所 【風の里団地合併処理浄化槽】 個別排水処理事業 : 123 基 【合併処理浄化槽】 (令和5年3月31日現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成31年度に、し尿、浄化槽汚泥及び下水汚泥を一元的に処理するため、江津浄化センターを整備し、汚泥処理の共同化を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・従量制（基本料金に水道使用水量を加算） 月 額 【 参 考 : 2 か 月 請 求 】 基本料 0 ~ 10 m ³ : 1,804 円 【 0 ~ 20 m ³ : 3,608 円 】 超過料金 (1m ³ につき) 11 ~ 20 m ³ : 194 円 【 21 ~ 40 m ³ : 194 円 】 21 ~ 30 m ³ : 206 円 【 41 ~ 60 m ³ : 206 円 】 31 ~ 40 m ³ : 218 円 【 61 ~ 80 m ³ : 218 円 】 41 ~ 50 m ³ : 231 円 【 81 ~ 100 m ³ : 231 円 】 51 ~ 100 m ³ : 244 円 【 101 ~ 200 m ³ : 244 円 】 101 ~ 300 m ³ : 257 円 【 201 ~ 600 m ³ : 257 円 】 301 ~ m ³ : 268 円 【 601 ~ m ³ : 268 円 】				
	・水道水以外の水を使用している場合は、使用人数により汚水の量を認定 （水道水と併用する場合は比較して多い方を汚水の量として認定する。） 月 【 参 考 : 2 か 月 】 1人 : 10 m ³ 【 1人 : 20 m ³ 】 2人 : 16 m ³ 【 2人 : 32 m ³ 】 以降1人増加につき5m ³ ずつ加算 【以降1人増加につき10m ³ ずつ加算】				
業務用使用料体系の概要・考え方	・従量制（基本料金に水道使用水量を加算） ・水道水以外の水を使用している場合は、使用人数により汚水の量を認定 （水道水と併用する場合は比較して多い方を汚水の量として認定する。） 月 【 参 考 : 2 か 月 】 1人 : 10 m ³ 【 1人 : 20 m ³ 】 以降1人増加につき2m ³ ずつ加算 【以降1人増加につき4m ³ ずつ加算】				
その他の使用料体系の概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 （20 m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,608 円	実質的な使用料*3 （20 m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,500 円
	令和3年度	3,608 円		令和3年度	4,321 円
	令和2年度	3,608 円		令和2年度	4,502 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	合 計 8 名 【 一般会計支弁職員 : 1 人 】 【 公共下水道事業特別会計支弁職員 : 6 人 】 【 農業集落排水事業特別会計支弁職員 : 1 人 】												
事業運営組織	上下水道部門参事 【 参事 : 1名 】 （職員数には含まない） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>下水道課</td> <td>建設係</td> </tr> <tr> <td>【 課 長 : 1名 】</td> <td>【 係 長 : 1名 】</td> </tr> <tr> <td>【 課長補佐 : 2名 】</td> <td>【 係 員 : 2名 】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【 係 長 : 1名 】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【 係 員 : 1名 】</td> </tr> </table>	下水道課	建設係	【 課 長 : 1名 】	【 係 長 : 1名 】	【 課長補佐 : 2名 】	【 係 員 : 2名 】		業務係		【 係 長 : 1名 】		【 係 員 : 1名 】
下水道課	建設係												
【 課 長 : 1名 】	【 係 長 : 1名 】												
【 課長補佐 : 2名 】	【 係 員 : 2名 】												
	業務係												
	【 係 長 : 1名 】												
	【 係 員 : 1名 】												

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場運転業務 処理場維持管理業務 マンホールポンプ施設維持管理業務 下水道汚泥処理業務 下水道汚泥運搬業務 合併処理浄化槽清掃保守点検業務 電気保安業務 システム保守管理業務 等
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし

資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	江津西処理場拡張予定用地を来庁車、公用車及び市役所職員駐車場として、貸し出しを行い収益を施設維持管理費に充当。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙、令和3年度の経営分析比較表を添付しています。(※なお、令和3年度は地方公営企業法適用前となります。)

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、令和2年度末の22,837人から約30年後の2040年には15,669人まで減少すると推測されています。しかしながら、第2期江津市版総合戦略では、人口減少のスピードを緩やかに導き、2040年の将来人口フレームを17,351人として設定しており、本戦略最終年令和14年度末の市内人口を19,169人と予測しています。

(2) 有収水量の予測

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移をみると、公共下水道事業については整備中のため、平成27年度296千㎡に対し、令和2年度は440千㎡と増加傾向にあります。しかしながら、特定環境保全公共下水道事業は平成27年度69千㎡に対し、令和2年度は63千㎡、農業集落排水事業は平成27年度190千㎡に対し、令和2年度は174千㎡、個別排水処理事業は平成27年度31千㎡に対し、令和2年度は27千㎡と処理区域内の人口減少や節水機器の普及などにより減少傾向にあります。

今後、公共下水道事業については、整備を現在進めており、供用開始区域の拡大とともに、既供用開始区域内の新規接続等により有収水量は増加していくものと予測しています。しかしながら、その他の事業については、処理区域内の人口減少や節水機器の普及などにより、今後さらに有収水量は減少していくものと予測しています。

有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除した一人一日当たりの使用水量でみると、ここ数年は1人当たり毎年約340ℓ/日となっています(事業所の使用水量を含めています。)

(3) 使用料収入の見通し

使用料の推移について、有収水量に比例しており、公共下水道事業については接続件数の増加に伴い今後使用料収入も増加していく見通しとなっていますが、整備がすでに完了したその他の事業については処理区域内の人口減少や節水機器の普及などにより、有収水量が減少することに伴い使用料も減少していく見通しとなっています。

(4) 施設の見通し

公共下水道事業については、令和8年度内に汚水処理区域人口7,300人を目標に人口密集区域を中心に現在管渠整備を実施中です。令和9年度以降は再度費用対効果等を検証し整備の実施について検討する。

次に今後の下水道及び農業集落排水の施設管理については、策定済みであるストックマネジメント計画及び機能強化対策計画に基づき、状態監視保全と時間計画保全、事後保全を組み合わせる効率的に管理していきたいと考えています。各事業とも供用開始から最高でも20年弱しか経過しておらず、管渠については耐用年数を経過しておらず更新などの必要性はないものの、施設については耐用年数を経過したものがある。各施設において状態監視保全としたものについては定期的な点検を実施し異常のあるものについては適時更新等を行い、時間計画保全としたものについては、耐用年数の1.5倍を目安に適時更新等を行うものとしています。農業集落排水事業においては令和4年度から3年間で脱水乾燥システム及びマンホールポンプ通報装置の更新を行い、特定環境保全公共下水道事業においては令和7年以降に監視制御装置の更新を行う予定としています。

また、農業集落排水事業においては、河川災害対策のための堤防工事等により管渠等の支障移転工事などを見込んでいます。

(5) 組織の見通し

本市で所有する施設の管理運営については、直営の施設はなく全て業務委託しており、現業の技能職員はおりません。職員数については、課長を除き現行の人数は技術職員4人、事務職員3人です。今後の人員は、技術職員については(4)施設の見通しで記載した整備や大規模改修等を実施するにあたって1名の増員が必要となし、事務職員については、公共下水道の接続件数の増加や公営企業会計への移行による事務量の増加に対応するためには1名の増員が必要で合計10人が最低人数と捉えております。2名増員により人件費は増額を見込んでいます。また、職員数が最低限であることから、人事異動により職員の技術・知識が低下していくことも懸念され、ノウハウ等の継承がスムーズに行えるよう、業務の見える化や共有、OJTの充実等により技術の維持向上に努めます。今後も安定的な経営の維持を図るため、市の人事当局と連携し、今後も全庁的な取組の中で効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進しながら効率的な業務体制を構築します。

3. 経営の基本方針

<p>人口減少、少子高齢化社会が進展している状況にある中で、持続可能な公共下水道事業の経営の実現を目指し、上位計画である「第6次江津市総合振興計画」を踏まえ、豊かな自然と調和し安全で快適な生活環境づくりのため以下の項目を経営の基本方針として効率的で効果的な事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江津市汚水処理施設整備構想及び江津市公共下水道事業計画に基づき整備を行い、汚水処理人口普及率の向上に取り組む。 ・江津市下水道ストックマネジメント計画及び機能強化対策計画に基づき、老朽化対策を進め、事業費の平準化および支出の抑制を図る。 ・一般会計からの補助金の上限を4億円とし、企業債償還平準化を図るため資本費平準化債と発行し償還を繰り延べることで下水道財政の健全化を図る。 ・公共下水道事業においては、料金試算経費回収率【(下水道使用料+汚泥共同処理施設負担金)/(汚水処理費(公費負担分を除く)-人件費)】を95%以上を基本とし、令和18年に100%とすることを目標とする。5年に1回を目途に下水道使用料の見直しを検討するとともに、計画値との乖離が予測される場合には、経費削減策を経営戦略改定時に盛り込むことにより、経費回収率の向上を図る。 ・特定環境保全公共下水道事業においては、島根県立石見海浜公園内の汚水処理を大きな経営の基盤として事業を実施したものの、既存施設からの排水量が計画水量を下回っていることに加え、予定されていた宿泊施設等の建設が行われていないことが経費回収率の低下の原因となっている。そのため、計画に基づく使用料と現在使用料の差額について、関係各所に費用負担を求め、実質経費回収率【(下水道使用料+計画使用料差額の負担)/(汚水処理費(公費負担分を除く)-人件費)】の向上を図る。 ・5年ごとに経営戦略を見直し、長期的に持続可能な下水道事業の経営に努める。 ・下水道使用料収入の増収を図るため、未接続世帯に対し普及促進活動の実施に努め、水洗化率の向上を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>下水道事業計画及び江津市下水道ストックマネジメント計画、機能強化対策計画に基づき、投資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画に基づき、令和8年度までに公共下水道普及率35%を達成するために、面整備を行う。 ・ストックマネジメント計画及び機能強化対策計画に基づき、下水道施設(処理場・マンホールポンプ)の改築・更新を行う。
-----	---

●投資の概要				
(事業名)	(事業内容)	(予定年度)	(事業費)	(効果等)
公共下水道事業	管渠整備事業(拡張)	R5～R12	25.2億円	整備面積約54.2ha、普及人口約1,764人増 (計上値は整備事業実績及び人口推計による見込値。)
特定環境保全公共下水道事業	ストックマネジメント事業	R5～R8	1.0億円	処理場設備の長寿命化事業
農業集落排水事業	機能強化対策事業	R5～R6	2.2億円	汚泥脱水乾燥装置及びポンプ監視装置の更新
	災害関連支障移転事業	R5～R6	0.6億円	河川災害関連対策事業に伴う支障移転事業
●投資の平準化:				
管渠整備事業については、事業区域拡大を江津市汚水処理施設整備構想に基づき、社会資本整備総合交付金交付期間の令和8年度までとし、4億円を上限として事業費の平準化をはかり、地方債残高の抑制を図る。				
設備の更新及び長寿命化については、ストックマネジメント計画及び最適化構想をもとに、事業費の平準化を図る。				
●投資財源の確保				
管渠整備事業については、現行の社会資本整備総合交付金交付要件を満たせるよう努め、ストックマネジメント事業及び機能強化対策事業については、国県交付金などの交付額を確保するとともに、地方債を有効に活用し、投資に係る財源を確保する。				

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>【令和18年度公共下水道事業の料金試算経費回収率 100%以上】 令和8年度末に公共下水道事業の整備を終了するため、10年後の令和18年度までに料金試算経費回収率100%以上を目標とする。公共下水道事業の整備が令和8年度までで終了するため、接続率を令和18年度までに70%とする。</p> <p>【令和18年度末企業債残高 37億円以下(令和4年度末残高 62億円の60%以下)】 平成10年～20年度前半に、整備の終わった公共下水道以外の事業については、減少傾向にある。しかしながら、管渠整備を令和8年度末まで実施する公共下水道事業をはじめ、農業集落排水事業における支障移転工事の実施により下水道債及び過疎債の発行が見込まれるほか、起債償還額が増加傾向にある中で資本費平準化債の発行額も増加している。短期間で大幅な企業債残高の減少は困難な状況にあるが、ストックマネジメント事業の事業平準化などにより、発行額を償還額以下に抑制し、公共下水道事業整備終了の10年度の令和18年度末の企業債残高を令和4年度末の60%以内にする。</p> <p>【一般会計補助金 4億円以下】 公共下水道事業にかかる元利償還金が令和14から16年度にピークを迎えることから、基準内繰入もそれに伴い増加が見込まれる。併せて、農業集落排水処理、小規模排水処理及び個別排水処理の各事業とも人口減少による使用料減少に伴い、基準内繰入も増加が見込まれる。令和4年度時点で一般会計から4億円の補助(不足分41,200千円を資本費平準化債を発行し調整)となっており、今後も4億円を下回るようにする。</p>
-----	--

◆収益的収入

- (1) 下水道使用料……現行の使用料単価を基準に、整備進捗による供用面積の拡大と接続率を見込み積算した。
うち、汚泥共同施設からの排水については、江津西処理場施設への負荷軽減のため、処理水の濃度を流入設計値内とするため希釈して排水することとして積算した。【ただし、令和14年度末時点で料金試算経費回収率を95%下回る場合は、95%以上になるよう料金改定を行う。(令和18年度以降100%以上とする。)]
なお、特定環境保全公共下水道事業については、アクセスの入込客数に変動はないものとして、人口減少を見込み積算した。
- (2) 生活排水使用料……現行の使用料単価を基準に、人口減少に伴う水量等の減少を見込み積算した。
- (2) 一般会計補助金……上限を4億円(資本的収入の一般会計補助金との合計)とし、原則、令和5年度繰出基準に基づく額見込む。
併せて、島根県生活排水処理促進交付金として事業計画に基づき算定した額を見込み積算した。
なお、農業集落排水事業、個別排水処理事業及び小規模排水処理事業においては、推計の使用料と一般・施設管理費の収支不足額を補填することとして積算した。
- (3) 一般会計負担金……汚泥共同処理施設の維持管理費(人件費を含む。)及び地方債元利償還金について、し尿及び浄化槽汚泥の処理に相当する費用分の負担金を見込む。

◆資本的収入

- (1) 企業債……令和5年度地方債同意等基準に基づき計上した。
建設改良債は、下水道事業債50%・過疎対策事業債50%の割合で発行する。また、一般会計繰入金の上限額を超える部分については、資本費平準化債を発行する。
(企業債償還については、下水道事業債は、10年利率見直し元金均等方式により償還年数40年(うち据置期間5年)年利0.5%。過疎対策事業債は、10年利率見直し元金均等方式により償還年数40年(うち据置期間5年)年利0.5%で見込む。資本費平準化債は、固定金利元金均等方式により、償還年数20年(うち据置期間3年)年利0.5%で見込む。
- (2) 国庫補助金……令和5年度現在の社会資本整備総合交付金交付基準に基づき計上した。その他の国庫補助金は、補助率50%として計上した。
- (3) 工事負担金……公共下水道事業の管渠工事については、事業費の5%として計上した。
農業集落排水事業の災害関連支障移転事業については、補償費を工事負担金として計上した。
- (4) 一般会計補助金……令和5年度繰出基準に基づき、積算した一般会計負担額の内、元金償還金相当額を計上した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●投資以外経費の概要

【営業費用】

- ・職員給与費 公営企業会計の導入に伴い事務部門の増員を図り4人とし、公共下水道の管渠整備が終了する令和9年度からは、資本費勘定職員から1名を維持管理に係る職員に変更するものとして算定。
- ・経費 主に施設管理費。現在稼働中の江津西浄化センター及び波子浄化センター、江津浄化センターの経費を以下のとおり算定。
動力費：過去5年間の推移及び管渠整備による処理区域の拡大と人口減少に伴う流入汚水量の増減を考慮して使用電力量を算出したうえで、昨今の電気料の高騰に対応し、直近の単価を反映させ算出。
修繕費：令和6年度～16年度の修繕計画を考慮し、今後10年間に必要な額を計上するほか、通常修繕として過去5年間の実績の平均を各年加算して算出。
委託料：施設維持管理は引き続き民間委託することとし、費用増を見込む。また、汚泥処理に係る委託料は、管渠整備及び汚泥共同処理施設からの汚水流入量の増を踏まえて算定。
- ・減価償却費 令和4年度までの固定資産台帳登録資産の予測償却に基づき、既存固定資産の減価償却費に、今後の投資計画で見込む固定資産の減価償却費を加算して算出。

【営業外費用】

- ・支払利息 令和4年度までに発行した地方債については償還予定表に基づき計上し、令和5年度以降は、①管渠整備にかかる下水道債及び過疎債は10年利率見直し40年償還(うち5年据置)、②施設改修にかかる下水道債及び過疎債は10年利率見直し20年償還(うち3年据置)、③資本費平準化債10年利率見直し20年償還(うち3年据置)とし、①の利率1.2%、②と③の利率1.0%に設定し、発行予定額を基に算出。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・島根県が策定する「広域化・共同化計画」に基づき、県及び他市町との連携や共同化により維持管理コストの削減につながるものがあれば取り組んでいく。 ・各施設のストックマネジメント事業実施時に、将来人口等を加味し、施設規模のダウンサイジングなどを検討し、更新施設の最適化を図る。
投資の平準化に関する事項	・施設の改築更新時については、「ストックマネジメント計画」をはじめとする各計画に基づき、施設の効率化に取り組みつつ、優先度を適切に判断しながら実施する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・特になし
その他の取組	・農業集落排水事業においては、河川災害関連対策事業実施に伴う管路支障移転が見込まれるが、新たなマンホールポンプ設置を要する場合には、集落単位での小規模排水処理への移行を検討するとともに、それに伴う農業集落排水処理施設のダウンサイジングを検討する。 ・下水道事業及び農業集落排水事業において電気料金は経営に大きな影響を与えることから、買電力量を減少させ、電気料金の高騰の影響を最小限に抑える太陽光発電設備を導入を検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系は、現在の体系を維持しつつ、使用料の推移や人口予測、維持管理コストの推移など経営状況を勘案したうえで、5年ごとに使用料改定の必要性を検討する。 ・事業ごとでの使用料設定をすることは困難なため、公共下水道事業の料金試算経費回収率を基準に、使用料の改定の必要性を検討する。管渠整備を令和8年度まで実施することから、令和18年度までに料金試算経費回収率100%以上を基準とし検討する。
資産活用による収入増加の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に管渠工事が完了するのに伴い、使用料増加のため、令和18年度までに接続率70%となるよう未接続世帯への接続勧奨を実施する。 ・管渠整備終了後、施設更新改修事業においても、職員給与費支弁を含む事業事務費を計上し、過疎対策事業債を含む起債発行を行い、人件費の財源確保を行う。 ・地域によっては、過疎対策事業債より交付税措置率の高い辺地対策事業債の借入を検討し財源確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建設係については、工事管理について、委託するよりも直営で実施したほうが安価であり、経費節減のため直営を前提として必要人員5人として算定。管渠工事終了後も、施設更新改修や施設老朽化に伴う維持管理の増加や排水設備工事の審査などもあり、人数は1名の削減とする。しかしながら、管渠整備の終了に伴い、事業費支弁が減少することから、1名を収益的職員に変更する見込み。また、業務係については、令和5年度時点で正職員3名となっているが、公営企業会計適用により、業務量の増加もあり、最低人員を4人として算定。公共下水道事業の接続率向上による使用者増加で、使用料計算業務量の増加が見込まれるものの、負担金賦課業務の縮小もあり、4名の人員で見込む。
動力費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業において電気料金は経営に大きな影響を与えることから、電力会社の見直しを実施し経費削減を行っているが、今後も、契約電力会社やプラン、長期継続契約などの契約方法など電気料金の縮減に向けた取り組みを行う。
薬品費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
修繕費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の効率的な修繕計画を策定し、経費の平準化を図る。 ・河川災害関連対策事業実施に伴う管路支障移転で、不要となるポンプなど使用可能機器及び部品を回収・ストックし、修繕の際に利活用するなど、修繕経費の削減を図る。
委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個別排水処理施設については、使用者の死亡や転出などにより、使用休止の申出があるものの短期での使用が見込まれることもあり、休止とすることができず、施設維持管理も継続している。今後、長期間の使用が見込めない場合、施設休止を行うなど施設維持管理の削減を図る。 ・公営企業会計への移行に伴い、簿記の知識が必要になることから、今後の異動も見据えて、将来的には江津市事務職員全員が簿記3級以上の資格取得を目指すよう、市全職員向け簿記研修会の開催や資格取得支援について関係課と協議を行い検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>(経営戦略の検証(モニタリング)) 毎年度、計画数値と決算数値とを比較し、大きな乖離が生じた場合は、その原因を分析するとともに、総務省の地方公営企業決算状況調査を活用し、類似団体や全国平均値との比較をすることで、本市下水道の経営状況の評価、検証を行います。</p> <p>(経営戦略の改定(ローリング)) 環境や社会ニーズの変化に柔軟に対応し、投資・財政計画に未反映の取り組み及び今後検討予定の取り組みの具体化を戦略に反映するため、5年ごとにローリングを行い、より充実した計画となるよう努めます。 また、本戦略に大きく影響を与える新たな施策の実施や料金改定等があった場合には、定期的な見直しとは別に見直しを行うものとします。</p>
---------------------	--

経営比較分析表（令和3年度決算）

鳥取県 江津市

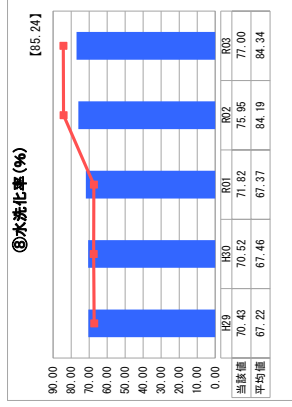
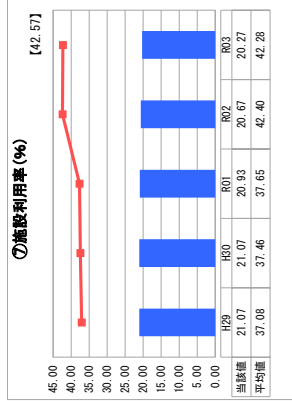
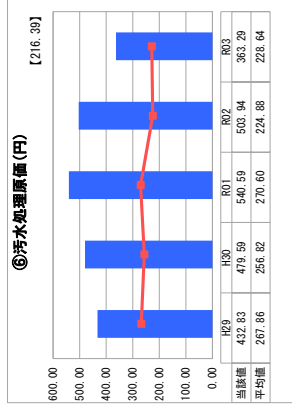
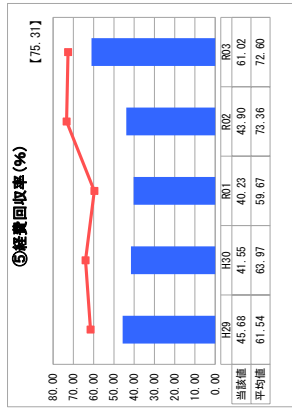
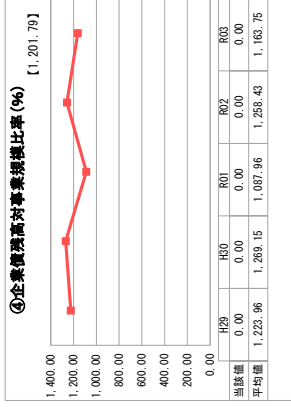
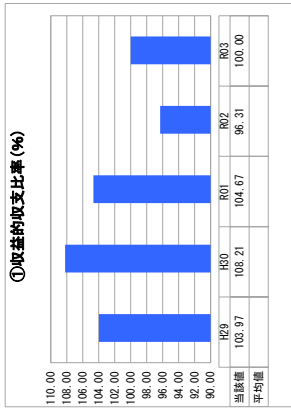
業務名 法非通用	業務種名 下水道事業	事業名 特定環境保全公共下水道	類似団体区分 D2	管理者の情報 非設置	人口(人) 22,493	面積(km ²) 268.24	人口密度(人/km ²) 83.85
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金(円)	処理区域内人口(人) 674	処理区域面積(km ²) 0.31	処理区域内人口密度(人/km ²) 2,174.19
-	該当数値なし	3.02	115.65	3,744			

グラフ凡例

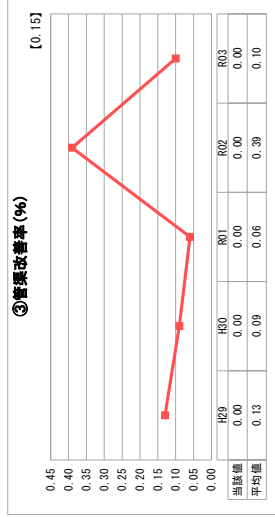
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ①収益的収支比率は、100%となり前年比3.69%の増となった。要因は、総収益は使用料収入は微増したが、一般会計繰入金が4,711千円の減などにより5,698千円の減少となったが、総費用も経営の見直しにより、人件費が6,965千円減、維持管理経費1,638千円の減などにより9,277千円減少したことにより改善した。近年の平均は約102%であり、比較はほぼこの水準で推移していくと予想される。④企業債償還率事業債比率については、企業債の全額を一般会計から繰入しているため数値は0である。⑤経費回収率は、使用料は微増したが、営業の見直しにより汚水処理費が減少したため回収率が17.19%は上がった。⑥汚水処理原価は経営の見直しにより汚水処理費が減少したため前年比で140.65円減少しているが、類似団体の平均値と比較すると134.65円コストに差がある。今後も、施設維持費のうち機械設備の修繕費が増額傾向にある上、有収水量は人口減少により見込まれない。⑦施設利用率は日平均処理水量で見ると依然低い状況にある。区域内にある大規模集客施設のしませね海洋館アクアスの利用者が大きく影響しているが人口減少の影響もある。⑧水洗化率は、処理区域内人口が減少したことによるではない。今後の、経費削減の削減を図るにわけては、H17に併用開始したが、処理場及び中継ポンプ場における機械及び装置は年々老朽化し法定耐用年数をすでに超えたもの及び法定耐用年数に近づいている資産がある。今後必要となるストックマネジメントに係る計画・営業・処理場の老朽化対策をい

2. 老朽化の状況について
 本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないが、実質は減価償却を行っており、この数値は法定耐用年数に上乗せして推測される。また、管路は比較的新しいといわれているため、管路改善率の数値は出ていない。当該施設は、H17に併用開始したが、処理場及び中継ポンプ場における機械及び装置は年々老朽化し法定耐用年数をすでに超えたもの及び法定耐用年数に近づいている資産がある。今後必要となるストックマネジメントに係る計画・営業・処理場の老朽化対策をい

全体総括

特定環境保全下水道事業は流下処理区の処理区で、処理区域内における使用料は、主にしませね海洋館アクアスの中心とした事業所の経費回収率や汚水処理原価の増大の影響を受けている。R3もコロナ禍の影響によりアクアスの使用料がピーク時よりも減少している。恒常的な維持管理費に比べて、処理区域内の人口は減少の一途となり、料金改定による使用料収入は、減収を招くため一般会計からの繰入金に依存しており、その経営体質は地方公営企業法を適用後も変わらないと予想される。今後処理区域内の人口減少による使用料の減少が直達コスト削減に繋がるが、引き継ぎ受け入れの向上やコスト削減に努める必要がある。また、この施設改善に企業会計方式を早期に導入して、さらなる経営の効率化と改善を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和3年度決算）

鳥取県 江津市

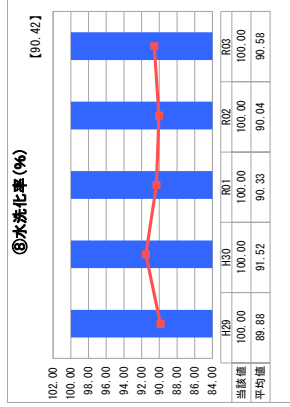
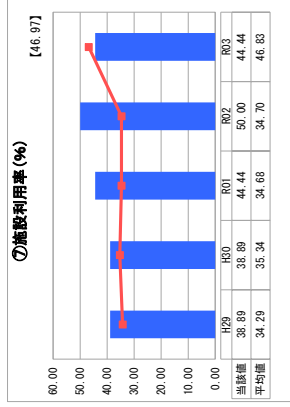
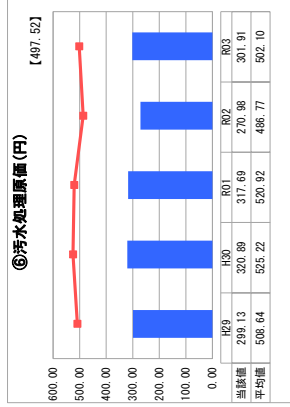
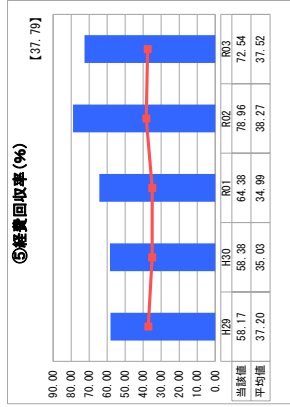
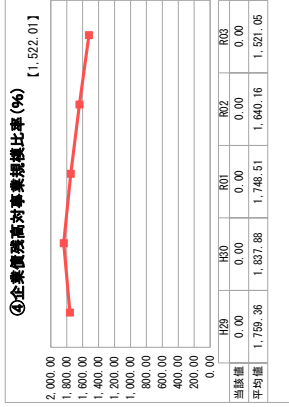
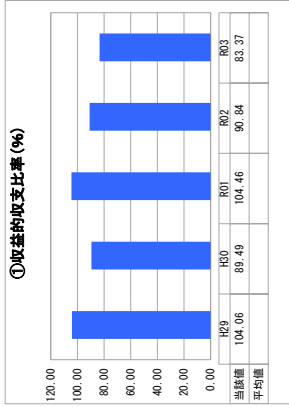
業務名	業務種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非通用	下水道事業	小規模集合排水処理	12	非設置	22,493	268.24	83.85
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり変動料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	該当数値なし	0.16	100.00	3,744	35	0.01	3,500.00

グラフ凡例

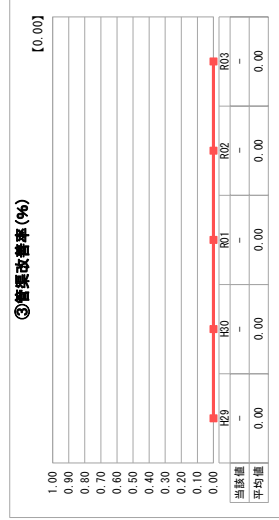
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、営業収益のうち使用料収入は排水量の減少により微減となり、営業外収益は、経費の戻直しにより財源不足の充当ルールを変更し基金繰入金を286千円が減少した。対する総費用が増加したため、予算規模が少なくなった。少ない本事業においては、7.48%の減少となった。②企業債対高対事業債比率については、企業債の全額を一般会計から繰入しているため数値は0となつている。③経費回収率は72.54%で前年比6.42%の減少となつている。事業所の使用水量の減少により、数値が高値となつてはいるが、今後と費用の増大により、数値が低下する。全国平均及び類似団体平均は高値となつてはいるが、今後使用料の増は見込まないために、回収率維持のため費用の削減が必要となる。また、収支不足については一般会計繰入金により賄っている。債務残高はH22をピークに減少しているが、その財源は全額を一般会計繰入金で賄っている。⑥汚水処理原価は、全国平均及び類似団体平均より低値で推移している。汚水処理原価はほぼ横ばいである一方で事業所の使用水量の減少などの影響により有収水量が減少し、原価が高くなった。⑦施設利用率は事業所の使用水量の減少などはあったものの横ばいとなった。⑧接続している住戸のすべてが水洗便所を設置している。今後は、維持管理費の削減を図り、施設整備等の財源確保のための料金改定を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について

本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないが、実質は減価償却を行っており、この数値は経過適用後に年々上昇していくと推測される。また、当施設はH14に供用開始し、比較的若い施設であるため、老朽化の更新などはまだ行っていない。今後の経費削減の数は出ていくにない。今後は、既存施設の寿命延長を図っていくとともに、施設更新の際は、寿命延長の予測を踏まえて、施設・設備の性能の合理化などを検討していく必要がある。

全体総括

小規模集合処理区は処理区で、中期の合併処理浄化槽90人槽1基で処理している。整備した区画のすべてが接続された。R1は料金改定により一定の使用料収入増となった。しかし、処理区域内の人口は減少の一途となり、料金改定による使用料収入増以外、急激な収入増は見込めない状況にある。収支の均衡を確保するため一般会計からの繰入金に依存しており、その経費主体は地方公営企業法を適用後も変わらないと予測される。施設は19年を経過しており、施設の寿命延長対策及び更新への対策が必要となる。その費用を賄うため、中長期的な視点で、適正な料金設定について検討し、持続可能な施設となるよう、経常経費の削減など経営改善に向けた取り組みが必要である。今後は、経営に企業会計方式を早期に導入して、さらなる経営の効率化と改善を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和3年度決算）

島根県 江津市

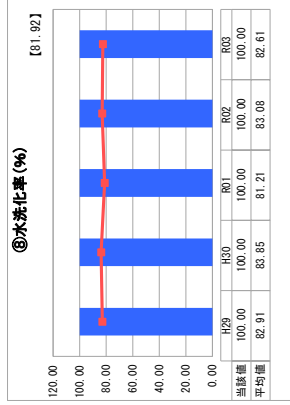
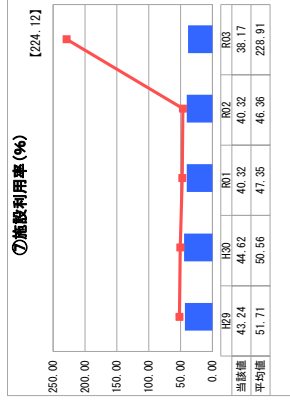
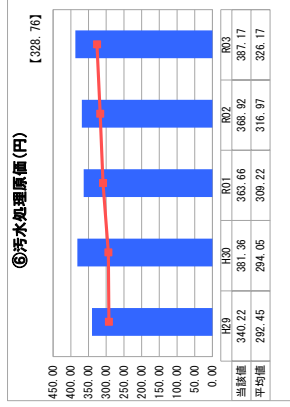
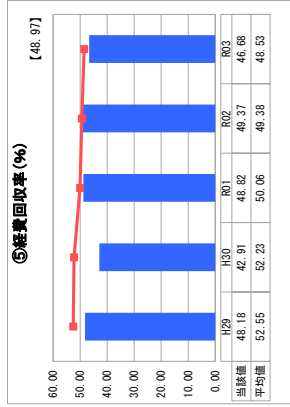
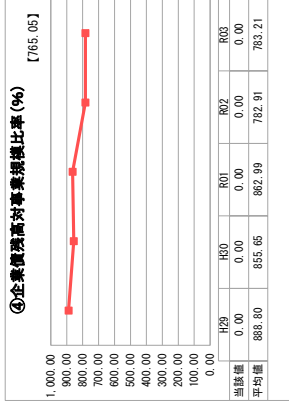
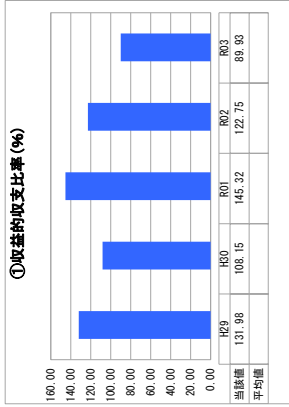
業務名 法非通用	業種名 下水道事業	事業名 個別排水処理	類似団体区分 L2	管理者の情報 非設置	人口(人) 22,493	面積(km ²) 268.24	人口密度(人/km ²) 83.85
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり処理料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	1.32	100.00	3,744	294	108.98	2.70	

グラフ例

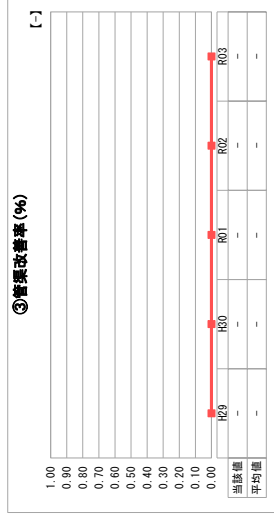
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、使用料収入が人口減少等により267千円の減少となったことに加え、経営の見直しにより財産不足の充当ルールを変更したことでも基金繰入金金が5,087千円減少したため、総収益が大幅に減少した。一方、総費用は横ばいであったため、比率は32%低下した。④企業債務高対事業債比率については、企業債の全額を一般会計から繰入しているため、数値は0である。⑤経費回収率は、人口減少により使用料が267千円の減となっているが、今後も人口減少により数値は低くなる。⑥接続している住戸のすべてが水洗便所を設置している。⑦施設利用率は、水洗便所の設置等の財源確保のための料金改定を要する必要がある。また、施設維持管理について、一部住戸の施設廃止を含めた経営の効率化を検討する。

2. 老朽化の状況について

本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないが、有形固定資産減価償却率の数値は出していないが、実質は減価償却を行っており、この数値はH31に併用開始していくと推測される。また、当施設はH31に併用開始したがる、管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。①有形固定資産の減価償却率の数値は出していないが、実質は減価償却を行っており、この数値はH31に併用開始していくと推測される。また、当施設はH31に併用開始したがる、管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。②管渠老朽化率の数値は出していないが、実質は減価償却を行っており、この数値はH31に併用開始していくと推測される。また、当施設はH31に併用開始したがる、管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。③管渠改善率の数値は出していないが、実質は減価償却を行っており、この数値はH31に併用開始していくと推測される。また、当施設はH31に併用開始したがる、管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。

全体総括

個別排水処理事業の処理区は、裾江区域の都合処理区域外のエリアにおいて施設整備事業はH23に完了した。個別の住宅施設等にも入籍から60人増までの合併処理浄化槽を設備し、現在125基の維持管理を行っている。処理区域内の人口は減少の一途となり、料金改定による使用料収入増以外、急激な増は見込まない状況にある。収支の均衡を確保するために一般会計からの繰入金に依存しないよう、その経営体質は地方公営企業法適用後も更新への投資が必要となる。③管渠改善率については、更新への投資が必要となる。④企業債務高対事業債比率は、持続可能な経営となるよう、経営改善の削減など、削減に向けた取り組みが必要である。また、使用料不足のリスクを軽減する必要がある。⑤管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。⑥管渠改善率の数値は出していないが、実質は減価償却を行っており、この数値はH31に併用開始していくと推測される。また、当施設はH31に併用開始したがる、管渠老朽化率と一体改善であり、管渠老朽化率の数値は今後の改善も算出されない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収入	172,442	172,442	175,362	180,332	183,224	186,017	188,930	190,320	191,670	193,080	193,443	193,709
1. 営業収益	172,431	172,431	175,262	180,232	183,124	185,917	188,830	190,220	191,570	192,980	193,343	193,609
(1) 売上収益	111	111	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 営業外収益	199,152	199,152	675,692	679,183	691,713	662,970	665,968	649,065	634,465	616,690	620,078	626,259
(1) 補助金	130,763	130,763	162,669	150,955	163,527	155,959	154,652	150,382	139,448	136,066	133,229	131,928
その他補助金	138,443	138,443	197,588	143,894	148,462	152,397	151,232	146,967	136,036	132,653	129,814	128,512
(2) 長期前受金戻入	0	0	5,081	5,061	5,065	3,602	3,412	3,412	3,412	3,412	3,415	3,416
(3) その他	68,389	68,389	431,561	440,904	446,196	411,523	421,520	404,260	401,322	398,148	394,858	395,156
収入	371,594	371,594	81,462	87,324	91,990	95,488	89,796	94,423	93,695	82,476	91,991	99,175
(1) 営業費用	259,187	259,187	748,519	758,084	775,116	740,281	757,698	743,498	737,545	724,656	730,229	736,410
(2) 職員給与	36,889	36,889	29,647	38,994	39,189	39,385	49,660	49,908	50,158	50,409	50,661	50,914
(3) 基本給	17,642	17,642	12,971	17,381	17,468	17,555	22,692	22,805	22,919	23,034	23,149	23,265
(4) 退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) その他	19,247	19,247	16,676	21,613	21,721	21,830	26,968	27,103	27,239	27,375	27,512	27,649
(6) 経費	222,298	222,298	276,736	267,487	279,028	280,502	277,939	280,819	277,567	267,598	276,209	281,838
(7) 動力費	26,291	26,291	40,363	42,521	42,678	42,836	42,669	42,503	42,336	42,170	42,003	41,837
(8) 修繕費	45,941	45,941	62,670	61,240	68,015	71,823	69,475	72,515	71,735	59,555	71,905	77,725
(9) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) その他	150,066	150,066	173,704	163,727	168,336	165,843	165,795	165,801	163,496	165,873	162,301	162,276
(11) 減価償却	0	0	442,136	451,603	456,899	420,394	430,099	412,771	409,820	406,649	403,359	403,658
(12) 営業外費用	78,087	78,087	71,802	71,423	69,748	67,878	65,927	62,612	58,238	54,000	49,733	45,487
(1) 支払利息	78,087	78,087	71,802	71,423	69,748	67,878	65,927	62,612	58,238	54,000	49,733	45,487
(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	337,274	337,274	820,321	829,507	844,864	808,159	823,625	806,110	795,783	778,656	779,962	781,897
経常利益	34,320	34,320	30,732	30,008	30,073	40,828	31,273	33,276	30,352	31,113	33,560	38,071
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)	34,320	34,320	30,732	30,008	30,073	40,828	31,273	33,276	30,352	31,113	33,560	38,071
繰越利益剰余金又は累積欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動資産	0	0	345,071	350,057	355,870	368,097	353,067	358,600	358,053	355,773	351,369	346,091
うち未収金	0	0	17,916	18,454	18,937	19,410	19,896	20,157	20,408	20,672	20,773	20,865
流動負債	0	0	236,568	256,308	270,248	287,407	294,850	311,697	325,318	332,051	351,999	346,580
うち建設改良費分	303,758	303,758	312,803	331,000	348,831	375,615	386,353	395,806	384,015	377,911	373,234	347,599
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金	0	0	23,230	24,465	26,863	28,271	27,514	28,552	28,318	24,283	28,425	30,390
累積欠損金比率 ((A)-(B) / (A) × 100)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(1)の不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益一受託工事収益 (A)-(B) の比率 ((L)/(M) × 100)	172,442	172,442	175,362	180,332	183,224	186,017	188,930	190,320	191,670	193,080	193,443	193,709
健全化法施行令第16条により算定した(2)の不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する(3)の不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した(4)の不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した(5)の不足比率 ((N)/(P) × 100)												

投資・財政計画

(収支計画)

区分	年度											(単位:千円)
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
総合計	197,423	282,800	398,100	305,500	302,400	319,300	237,600	157,300	153,000	120,700	107,300	96,100
1. 企業債	197,423	282,800	398,100	305,500	302,400	319,300	237,600	157,300	153,000	120,700	107,300	96,100
うち資本費平準化債	23,200	41,200	77,700	53,700	71,000	87,900	111,500	116,500	112,200	93,500	80,100	68,900
2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 他会計補助金	282,841	261,734	237,305	249,019	246,452	244,010	245,335	249,573	260,503	263,835	266,719	268,014
4. 他会計負担金	0	366	1,420	5,493	7,993	8,183	8,415	8,415	8,415	8,415	8,415	8,415
5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 国(都道府県)補助金	176,833	134,450	219,750	167,500	145,000	145,000	80,000	35,000	35,000	20,000	20,000	20,000
7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 工事負担金	22,955	17,842	12,314	30,994	31,561	32,356	32,356	0	0	0	0	0
9. その他	0	57,400	27,000	12,100	12,100	12,100	12,100	0	0	0	0	0
計	660,052	754,592	895,889	770,606	745,106	760,949	615,806	450,288	456,918	412,950	402,434	392,529
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(B)	660,052	754,592	895,889	770,606	745,106	760,949	615,806	450,288	456,918	412,950	402,434	392,529
(C)	660,052	754,592	895,889	770,606	745,106	760,949	615,806	450,288	456,918	412,950	402,434	392,529
1. 建設改良費	404,655	474,334	618,500	476,100	431,100	431,100	241,100	80,000	80,000	50,000	50,000	50,000
うち職員給与費	9,300	15,526	28,093	35,520	29,292	29,439	14,793	14,867	14,941	15,016	15,091	15,166
2. 企業債償還金	286,447	303,758	319,240	312,803	331,000	348,831	375,615	386,353	395,806	384,015	377,911	373,234
3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	691,102	778,092	937,740	788,903	762,100	779,931	616,715	466,353	475,806	434,015	427,911	423,234
(D)-(C)	31,050	23,500	41,851	18,297	16,994	18,982	909	16,065	18,888	21,065	25,477	30,705
1. 損益勘定留保資金	31,050	23,500	30,732	18,297	16,994	18,982	909	16,065	18,888	21,065	25,477	30,705
2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他	0	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	31,050	23,500	31,051	18,297	16,994	18,982	909	16,065	18,888	21,065	25,477	30,705
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	10,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)	6,307,657	6,260,776	5,970,801	6,040,400	6,007,801	5,954,799	5,898,079	5,740,011	5,498,908	5,263,701	5,000,604	4,727,160

区分	年度											(単位:千円)
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
総合計	130,763	138,443	162,639	150,933	153,505	155,937	154,630	150,360	139,426	136,044	133,207	131,906
1. 収益的収支	78,493	74,902	74,716	76,114	75,804	76,715	76,392	74,577	73,025	72,365	72,510	73,493
うち基準内繰入金	52,270	63,541	87,923	74,819	77,701	79,222	78,238	75,763	66,401	63,679	60,697	58,413
2. 資本的収支	262,841	246,234	237,305	249,019	246,452	244,010	245,335	249,573	260,503	263,835	266,719	268,014
うち基準内繰入金	262,841	246,234	237,305	249,019	246,452	244,010	245,335	249,573	260,503	263,835	266,719	268,014
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	393,604	384,677	399,944	399,952	399,957	399,947	399,965	399,933	399,929	399,879	399,926	399,920